

第4章 計画の取組方針

1. 基本理念

平成16年度に策定した「つるがいきいき子ども未来プラン（敦賀市次世代育成支援対策行動計画[前期計画]）」では、平成14年度に策定した「敦賀市エンゼルプラン」の基本理念を継承し、これまでの子どもの育成・教育といった枠を越え、「子どもにとっての最善の利益」という視点で、将来を担う世代の主体的な成長を目指しています。

本後期計画においても、前期計画の基本理念を引き継ぎ、「子どもの権利条約」にうたわれている「子どもの成長及び福祉のための必要な保護及び援助が与えられるべきである」という考え方、「児童憲章」にうたわれている「児童は、人として尊ばれる、社会の一員として重んぜられる、よい環境の中で育てられる」という理念に基づき、子どもが最善の利益を受けられるための支援を展開していきます。

また、子どもや親にとって、子育ては決して一家族だけの事柄ではなく、地域の皆さんが必ず見守ってくれているといった認識を醸成していくことが重要になっています。市民（自助）、地域（共助）及び行政（公助）が、それぞれの役割分担を果たしながら、地域のみんなで、協働し支えあって、子どもと親の主体的な成長を支援していくことを推進していきます。

敦賀市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）においても、以下の基本理念を継承し、その実現に向けた施策の推進を図っていきます。

■敦賀市次世代育成支援対策行動計画の基本理念■

～あしたをたくす子ども達の成長を支援していくために～

子どもにとっての最善の利益を考え

みんなで支えあうまちづくりをめざして

2. 基本的な視点

市全体で、次世代育成の支援をしていくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

☞ 子どもの権利の視点

18歳未満のすべての子どもが人としての権利や自由を尊重され、また、子どもに対する保護と援助を促進することを目的として、平成元年の国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。このような状況を踏まえ、次世代育成支援対策の推進においても、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

☞ 親子のきずなづくりという視点

子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、子育てが他の何ものにも最優先されるべきであるとの認識のもと、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことこそが次世代育成支援の基本的な考え方として本計画の各施策を推進します。

☞ 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるという認識のもと、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことで、子ども自身が将来親という立場になったときに、それらの育てられた記憶こそが自立した家庭を持つことに役立つものと考えます。長期的な視野に立ち、家族の役割の大切さや子どもの健全育成に取り組めます。

☞ 地域全体で育てるという視点

前期計画期間中には、新たな施策として、マイ保育園登録事業（育児不安の解消を図るため、希望の保育園に登録し継続的に相談や育児体験等の機会を提供する事業）や、4ヶ月未満児のすべての親に対する戸別訪問（育児相談、見守り等）の実施、各保育園でのあらゆる相談に対応できる環境整備等、子育ての仲間づくりや育児の孤立化を防ぐための情報提供・相談が気軽にできる環境づくりが進められてきました。

また、ひとり親家庭が増えている状況もあり、ますます地域全体で子どもと親を見守っていくといった視点が必要になっています。

後期計画においても、本市の次代を担う「強い子」「元気な子」を育てていくために、また、子どもの「生きる力」を養っていくために、地域全体が「寛容性」や「柔軟な対応」を持って子どもと親を育ていけるような環境づくりを進めていきます。

☞ サービス利用者の視点

核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援についての利用者のニーズは多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組みを行っていきます。

☞ すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から国及び県、市、事業所、地域社会等、社会全体の協力により次世代育成支援対策を進めていきます。

☞ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

ボランティア団体、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。

また、保育所、幼稚園、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ります。

☞ サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。

☞ 地域特性の視点

本市の全体の状況と、市内の地域特性によるニーズの相違に配慮した主体的な取組みを進めていきます。



3. 基本目標

基本的な視点を踏まえて、以下の分野別の基本目標を掲げます。

目標 1 地域における子育ての支援

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備等、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実をめざします。

目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。

また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが夢を持ってたくましく育っていくように、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもの生きる力の育成をめざして取り組んでいきます。また、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる大切さ、親子・家族のきずな、つながりの大切さを認識し、敦賀市に定住したいという意識が醸成されるように、地域社会の環境整備を進めます。

目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

子ども及び子育て家庭を含め、すべての市民が安全で快適な環境の中で暮らしていけるように、まちづくり・住環境・道路交通環境等の充実を図っていきます。

目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

性別にとらわれず、男女がともに、子育て・家庭生活・地域生活と仕事が両立できるように、また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）」に対する事業所等への理解を図るため、多様な雇用形態や処遇、育児休業制度の定着等の職場環境づくりを働きかけていきます。

目標 6 子ども等の安全の確保

社会経済の発展や地域コミュニティの希薄化とともに、子どもが事故や犯罪の被害に遭う可能性も高まっています。子どもを危険から守るために、子どもに安全な環境を地域ぐるみで協力してつくり、安全で安心できる暮らしを守っていきます。

目標 7 要保護児童への対応等きめ細やかな取組みの推進

親子のきずなや家族のつながりが弱くなっていくことが、将来的には離婚や児童虐待へとつながっていく要因のひとつであるとも言われています。「家族」という原点に立ち返り、それらの役割を認識していけるような意識啓発を進めるとともに、児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭への自立支援に取り組んでいきます。また障がいを持った子どもがノーマライゼーション*の理念のもと、ひとりの人間として尊厳を保持し、自立のための支援を受けられるよう障がい児施策の充実等に取り組めます。

※ノーマライゼーション 様々な障がいをもつ人々や加齢により心身機能が低下した人々が、不自由なく生活できる社会こそが、すべての人にとって暮らしやすい社会（ノーマルな社会）であるとした観点にたち、障がい者や高齢者をはじめ、子どもや女性等を含めたすべての人が、家庭や地域で共に暮らし、普通の生活を送ることができるような社会をつくるという理念を指します。



4. 計画の体系

